

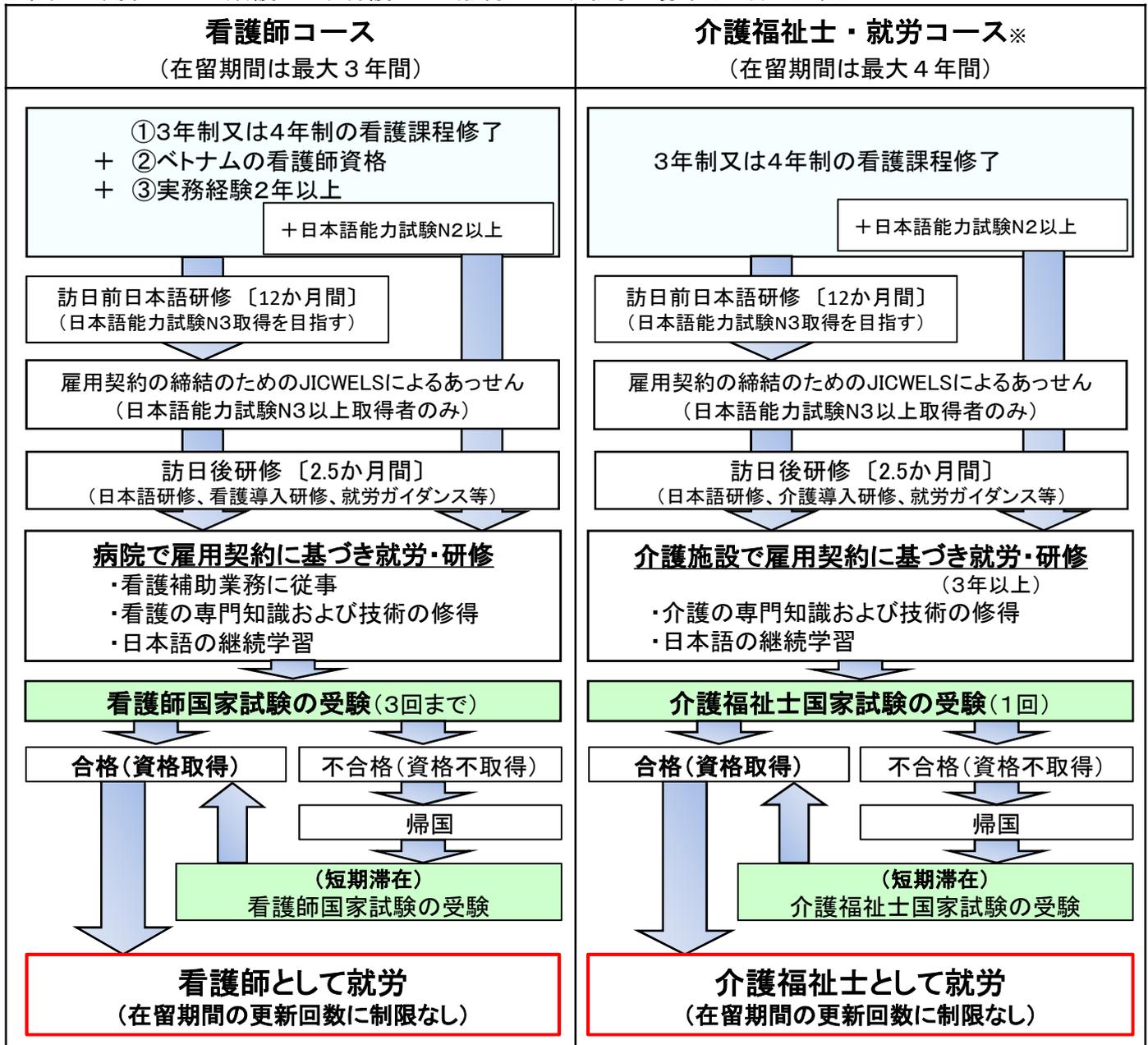
ベトナム人看護師・介護福祉士候補者 令和元年度受入れスキーム

趣旨・目的等

- 日ベトナム経済連携協定（平成21年10月発効）及びこれに基づき作成された日ベトナム交換公文（平成24年6月17日発効）に基づく看護師・介護福祉士候補者等の受入れは、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。
- 候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（JICWELS）が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんを依頼することはできない。

受入れ実績等

平成26年度は138人（看護21人、介護117人（就労117人、就学は募集なし））
 平成27年度は152人（看護14人、介護138人（就労138人、就学は募集なし））
 平成28年度は180人（看護18人、介護162人（就労162人、就学は募集なし））
 平成29年度は203人（看護22人、介護181人（就労181人、就学は募集なし））
 平成30年度は219人（看護26人、介護193人（就労193人、就学は募集なし））
 令和元年度は217人（看護41人、介護176人（就労193人、就学は募集なし））が入国



※ 「介護福祉士・就学コース」については、平成26年度の受入れ開始当初から送り出しが行われていない。